

自治基本条例について

■自治基本条例とは

自治基本条例は、市民・議会・行政それぞれの役割や、市民がどのようにまちづくりに参加するのかなどを文章化したもので、自治体の仕組み、まちづくりを推進するための基本ルールを定めた条例です。

多くの自治体では、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めています。なお、条例の名称は自治体によって異なり「まちづくり条例」、「まちづくり基本条例」、「行政基本条例」など様々です。

■自治基本条例制定の背景

地方分権改革を契機に、地方分権や地域主権の確立を目指した様々な取り組みが進められており、地方自治体が自らの判断と責任において、その地域の将来を見つめ、その地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。また、少子高齢化や人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化などにより従来の行政運営では、様々な課題に的確に対応することが困難になってきています。

このような状況において、未来に向けて、活力のある誇りの持てる自治体を実現するためには、市民・議会・行政の役割などを明確にするまちづくりのルールが必要です。

当市においては、これまでも、地域住民による自主的なまちづくり活動は行われていましたが、その活動を支え、それらの施策の方針になるものとして、自治基本条例の制定を目指します。

■他自治体における制定状況

全国の制定状況

253 自治体（平成 24 年 9 月 5 日現在 NPO 法人公共政研究所調べ）

岐阜県内の制定状況（県内 42 自治体中 3 市 2 町）

多治見市	多治見市市政基本条例	平成 19 年 1 月 1 日施行
岐阜市	岐阜市住民自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日施行
輪之内町	輪之内町まちづくり基本条例	平成 22 年 4 月 1 日施行
垂井町	垂井町まちづくり基本条例	平成 23 年 4 月 1 日施行
瑞穂市	瑞穂市まちづくり基本条例	平成 24 年 4 月 1 日施行